

令和 7 年度旧久住中学校不用物品売却(せり売り)について

1 セリ売り参加に必要な資格

個人及び法人とし、次の各要件を満たす者とします。

(1) 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 238 条の 3 の規定に該当しない者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 市税等に滞納のない者であること。

2 セリ売り参加申し込みについて

(1) 申込書類

①「セリ売り参加申込書(様式 1)」

②「誓約書(様式 2)」

③「委任状(様式 3)」(代理人が参加の場合)

(2) 受付期日及び場所

①受付期日 令和 8 年 1 月 19 日(月) 13 時 30 分~14 時 00 分(セリ売り当日)

②受付場所 竹田市 久住公民館 機能回復訓練室

3 セリ売り執行の日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年 1 月 19 日(月)

「受付」・・・13 時 30 分~14 時 00 分

「セリ売り」・・・14 時 00 分~16 時 00 分(予定)

※受付をしていない方は、参加できません。

(2) 場所 竹田市 久住公民館 機能回復訓練室

4 セリ売り補償金 免除

5 契約書の作成の要否 不要

6 セリ売り当日の流れ及び確認事項等

(1) 受付

①セリ売りについての説明を受けた後、

・「セリ売り参加申込書(様式 1)」「誓約書(様式 2)」をご提出ください。

・代理人は、「委任状(様式 3)」を提出してください。

②受付時に「番号札」を受領してください。

(2) 買受人の決定

① セリ売り開始時刻は、14 時 00 分です。

② 受付番号順に着席してください。

③ セリ売りは、物品番号順に行います。

④ セリ売り開始価格は、物品ごとに設定する「予定価格(税抜)」とします。

- ⑤ 参加者による金額の提示は、口頭で金額を宣言することにより行うものとします。この時、「入札金額」は、消費税及び地方消費税を含めた額としてください。
- ⑥ 入札金額は、百円単位とします。
- ⑦ 金額を宣言する場合は、「番号札」を挙げ、執行者の指示の後宣言してください。なお、一度宣言した金額は、撤回できません。
- ⑧ セリ売りの開始時は、執行者が「番号札を挙げた方の中で最も若い番号の方」に金額の宣言を指示いたしますので、その指示に従って宣言してください。以降、セリ売り執行者の指示に従ってください。
- ⑨ セリ売り執行者が買受人の決定を宣言するまでの間に、最高の価格を宣言した者を買受人と決定します。

(3) セリ売りの無効

次に掲げる者が宣言した価格は、無効とします。また、それ以後のセリ売りに参加できなくなります。

- ① セリ売り執行者の指示に従わなかった者
- ② セリ売りの条件に違反した者

8 買受人及び金額の決定

最高額を提示した方を買受人とします。

終了時点での提示金額（消費税を含む）を「売却価格」とします。

9 代金の納入

代金の納入は下記の日時、場所にて納付書を渡しますので、現金で納付ください。

(1) 日時

- ① 令和8年1月21日（水）13時30分から16時00分まで
- ② 令和8年1月23日（金）9時00分から11時30分まで

(2) 場所 竹田市 久住支所 竹田市久住町大字久住 6161番地1

10 物品の引渡し

- (1) 代金の納付確認後、物品を引き渡します。
- (2) 物品の引き渡しは、下記の日時に行います。

- ① 令和8年1月21日（水）13時30分から16時00分まで
- ② 令和8年1月23日（金）9時00分から11時30分まで

(3) 競り落とした物品は、買受人の責任において取り外し、引き取りをお願いいたします。取り外し、引き取りにおいて発生した事故等については、市は一切の責任を負いませんので、ご了承ください。

(4) 当該物品の取り外し、引き取りに係る費用については、買受人が負担することとします。

12 その他

- (1) 竹田市は、売却物品について契約不適合責任を負いません。

(2) 物品は、令和5年4月1日以降使用していません。その旨ご了承の上お買い求めください。

(3) 一度納付いただいた代金は、理由の如何を問わず、返金できません。

(4) 一度引き渡された物品は、返品、交換はできません。

【お問い合わせ】

竹田市教育委員会教育総務課

T E L 0 9 7 4 - 6 3 - 4 8 1 6

F A X 0 9 7 4 - 6 3 - 2 3 7 3